

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|---|--|
| <p>1 過重労働解消キャンペーン
重点監督の結果、7割で法令違反</p> <p>2 特集 「長時間労働の温床」と指摘も…
裁量労働制によくある問題例</p> <p>4 TOPICS</p> <ul style="list-style-type: none"> •日本で働いてみて感じた母国とのギャップ •当面の労働時間対策の推進について通達を発出 •企業に業種と在留番号の届け出を要求 •パート・アルバイト時給調査、
三大都市圏で平均 1,047 円 | <p>6 人事労務の法律ミニ教室
「喫煙者は採用しない」は就職差別？</p> <p>7 すっきりわかる。雇用保険
契約社員の期間満了による離職はどうなる？</p> <p>8 できるかな？外国人雇用
外国人と労働保険（雇用保険、労災保険）</p> <p>8 労務ひとこと
大企業は残業抑制に本腰</p> |
|---|--|

過重労働解消キャンペーン

重点監督の結果、7割で法令違反

厚生労働省は4月25日、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果を公表しました。

この重点監督は、過労死等に関する労災請求のあった事業所や、若者の使い捨てが疑われる事業所など8,494事業所に対して集中的に実施されたものです。重点監督の結果、全体の67.3%にあたる5,714事業所で労働基準関係法令の違反がありました。

33%で違法な時間外労働

主な違反内容としては、「違法な時間外労働があったもの」が2,802事業所と全体の33.0%を占めています。

その他、「賃金不払い残業があった

もの」が463事業所(5.5%)、「過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの」が948事業所(11.2%)ありました。

違法な時間外労働があった2,802事業所において、時間外・休日労働が最長の人を確認したところ、月100時間を超えるものが868事業所(31.0%)、月150時間を超えるものが176事業所(6.3%)、月200時間を超えるものも34事業所(1.2%)ありました。

厚生労働省では、今後も是正指導に従わない事業所に対する確認をおこない、応じない場合は送検も視野に入れて対応するとしています。

監督指導の事例

<倉庫業の事例>

月100時間を超える時間外・休日労働(最長:月127時間)をおこなわせていた。また、タイムカード及び作業日報に始業・終業時刻を打刻、記入することで労働時間を把握していたが、法定の休憩時間を与えていなかったことが判明した。さらに、長時間労働者について産業医に情報提供をおこなっていなかった。

<飲食店の事例>

脳・心臓疾患により死亡した労働者について労働時間を調査したところ、労働時間の把握方法は勤怠システムに各人が出退勤時刻と休憩時間を入力する自己申告制を採用していたが、同僚労働者への聴き取り等により、適正に自己申告されておらず、実際の労働時間を把握できていないことが判明した。